

## 一般医-精神科医ネットワーク研究会 会則 (ver.4)

### 第1条(名称)

本会は“一般医-精神科医ネットワーク研究会”と称する。  
略称は「G-P ネット」とする。

### 第2条(目的)

本会は、一般医、その他の医療従事者及び精神科医が、気分・不安障害などの精神疾患における最新・高度な情報の共有を図り、精神科疾患の先進的、効率的な医療の実現を図ることを目的とする。

### 第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 気分・不安障害などの精神疾患の高度な診断、治療法等に関する学術的研究
2. 気分・不安障害などの精神疾患の診断、治療法における一般医、一般市民に対する啓発活動
3. 年1回以上の学術集会、研修会または連絡会の開催
4. 会員間の情報ネットワークの構築
5. その他、本会の事業目的を達成するために必要な事項

### 第4条(会員)

本会の会員は第2条の目的に賛同する医師(正会員)および企業(賛助会員)とし、別に定める入会申請書により申し込んだ者(企業)とする。

会員の種別は以下のとおりとする。

#### (1)正会員

- 個人会員
- 名誉会員

#### (2)賛助会員

### 第5条(会費)

1. 本会の会費は別に細則に定め、世話人会の了承を得る。
2. 名誉会員は会費を納めることを要しない。
3. 既納の会費はいかなる事由があっても返納しない。

### 第5条(役員と職務)

本会に、次の役員を置き、役員は世話人会の了承を得て決定する。

#### 1.顧問 若干名

代表世話人 1名、副代表世話人 1名

一般医代表世話人 1名 (代表世話人)

精神科医代表世話人 1名 (副代表世話人)

世話人 十数名

監事 2名

#### 2.顧問は本会全体のアドバイスをする。

- 3.代表世話人は本会を代表し、本会の会務を総括する。
- 4.世話人は世話人会を組織し会務を執行する。
- 5.監事は、会計その他を監査する。

#### 第6条(役員を選出と任期)

役員を選出は、世話人会において行う。任期は3年とする。但し再任は妨げない。

#### 第7条(事務局)

本会の事務局は大阪大学大学院 医学系研究科保健学専攻に置く。

吹田市山田丘 1-7 大阪大学大学院 医学系研究科

保健学専攻医療技術科学分野 機能診断科学講座

一般医-精神科医ネットワーク 事務局 (TEL 06-6879-2569)

#### 第8条(世話会の運営)

原則として世話人会を年1回以上開催する。

#### 第9条(会計)

本会の事業運営は会費、寄付金その他をもってこれに充てるものとする。監事が本会の収支について監査し、会計年度終了後に会計監査報告を行う。

本会の会計年度は1月1日より12月31日迄とする。

#### 第10条(会則施行)

本会は平成18年1月1日から発足し発足日から本会則の施行とする。5年間(平成22年12月31日迄)は存続し、その後の継続に関しては世話人会にて検討する。

#### 第11条(会則の変更)

本会則の修正及び改訂については世話会の承認を得て決定する。

#### 細則

平成18年より会費は個人会員 2,000円、賛助会員 100,000円とする。

#### 附則

1. この会則は平成18年2月4日に変更し、変更日より施行する。
2. この会則は平成18年5月1日に変更し、変更日より施行する。
3. この会則は平成18年8月5日に変更し、変更日より施行する。

#### 内規

講演者謝礼に関して(会の規模や役割により1または2の規程を適応する)

1. 医師 5万円 医師以外の講師 3万円
2. 医師 3万円 医師以外の講師 2万円

但し、特別講演などの講師謝礼はこの限りではない。以上